

館山支部だより Vol.110

<支部連絡窓口>
千葉県隊友会館山支部
事務局(代表)川村 巖
〒294-0032 館山市笠名1357
TEL 0470-22-0230



梅雨を彩るドクダミ
雑草のように逞しい多年草
<5月下旬 拙宅の庭先にて>

ロシアのウクライナ侵攻が政治、経済、産業、生産、流通等々へ及ぼす深刻な影響が危惧されています。このようなウクライナ情勢を受けてか、このところ憲法への関心が高まっていると言えましょう。施行以来75年、一字一句の改正のない世界に類のない憲法、果たして世界に誇ることのできる憲法と言えるのでしょうか。将来に禍根を残すことのないよう、現状を憂う者の一人として、憲法に関する所信の一端を述べさせていただきます(右欄)。ご所見などいただければ幸いです。 <川村記>

支部の活動概要

<<4・5月活動実績>>

- 4.13(水) 令和4年度県隊友会通常総会 (千葉市生涯学習センター)
- 5.21(土) 支部総会(館空会との合同行事、コミセン)
- 5.27(金) 旧軍落下傘部隊戦没者慰霊祭(安房神社)
- 5.28(土) 支部役員会(別法、コミセン)

<<6・7月活動予定>>

- 6.19(日) 旧軍砲戦没者慰霊祭(「櫻街道」主催)
- 7月中旬 県隊友会前期支部長会議(千葉市内)
- 7.30(土) 支部役員会(コミセン)

令和4年度支部総会から 5/21(土) コミセン

今年度の館空会との合同行事につきましては、コロナ禍が続く中、感染拡大防止の観点から合同懇親会は取り止め、両会の年度総会と近況報告会に絞って開催されました。館山支部総会は、正会員22名参加のもと、最初に昨年度亡くなられた5名の方々のご冥福を祈って黙祷を捧げ、引き続いて議事に入りましたが、前年度事業報告と会計・監査報告及び今年度の事業計画について原案どうり可決されました。紙面の関係上、今年度の計画の重点事項について要旨のみ述べます。昨年度もコロナ禍の影響により、関係のある諸行事及び計画事項等の大半が中止・自粛を余儀なくされましたが、コロナ禍の影響を受けない活動として「県隊友会HPの活用」、いわゆるオンライン活動に少しばかり力を注いでみました。まだ顕著な実績は上がらないまでも多少の手応えを感じておりますので、今後の活動の重点目標としてさらに力を入れる所存です。 <支部長>



<支部総会の一コマ>

近況報告会

合同懇親会に代えて行われた近況報告会では、両会の参加者全員が一人2~3分の持ち時間をフルに活用し、各自の健康状態や家庭生活から趣味・園芸、地域社会・奉仕活動等々、それぞれの持ち味を生かし、精一杯の自己アピールに努め、和気藹々裡に終わりました。なお報告会は野田館空会会長の発案によるものでした。 <事務局>

総会議決権の行使について 隊友5月号ご参照

令和4年6月22日に開催予定の隊友会本部総会における各議案について、議決権の代理行使を県会長に一任する場合は、ハガキを6月6日までに投函して下さい。提案各議題及び「議決権の行使要領」については、隊友5月号に詳しく掲載されております。なお、返信がない場合は、代理人に一任したとみなされます。 <支部事務局>

私見「日本国憲法・本当にこのままで良いのだろうか」

ロシアのウクライナ軍事侵攻がすでに3箇月を経過し、停戦協議も決裂したまま、軍事侵攻を正当化するロシアの行動は長期戦の構えとともに、フィンランド、スウェーデンのNATO加盟表明によって「新たな段階」を迎えようとしております。このようなウクライナ情勢を受けて、この3月に榎本祐三理事役(館山市議)が「市政報告」の中で憲法問題を取り上げ、ロシアのウクライナへの軍事侵攻を現実の事案として、憲法の前文とともに防衛に関する憲法規定の不合理・矛盾点を指摘し、憲法論議の緊要性を提唱しております。数年前、「憲法・安保をめぐる果てしなき論争」と題して地元紙(房日)に拙文を投稿したことがあります。国(基本法(憲法)として制定以来75年間にわたり、国際情勢が激動する中で改定もないうまま通用してきたこと自体、不自然と言ふよりは将来に禍根を残すことにならなければと憂うものです。少し長くなりますが、日本の防衛に関して現行憲法が抱える不条理な点や制定の過程、時代背景などについて浮き彫りにしてみました。憲法について考え、憲法論議を盛り上げる一助になれば幸いです。

理解に苦しむ憲法前文の文言

「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」・・・これ(下線箇所)を大前提として第9条(軍備の不保持、交戦権の否認)がつくられているのです。この大前提がくずれた場合、(実際問題、現下のウクライナ侵攻はじめ戦後の歴史にも数多くの実例があるのですが)、どうすればよいのかについては何も規定されていないのです。国家の危急存亡に際して、国防の基本理念が示されていない、無いも同然だと思ふのです。

国民の基本的な権利が声高らかに叫ばれる一方で、なぜ国家の安全・国の防衛についてもっと真剣な議論が行われないのか、不思議でならないのです。「理想の追求や不戦の決意」でもって国家の防衛ができると思っているのでしょうか。

防衛を考え、議論する心の余裕があったのだろうか

憲法改正に着手してから公布までの1年間(1945.12~1946.11)は、国内には実戦を経験してきた数十万の米軍が駐留し、GHQによる日本軍の武装解除とともに国体はじめ政治、経済、教育、宗教等々あらゆる分野での抜本的な改革が断行され、東京裁判はじめ国内外50箇所ではB・C級戦犯裁判が始められ、海外では数百万とも言われる旧軍抑留者や邦人が帰国を待ち侘びていた時期なのです。かつて経験したことがない敗戦による虚脱感とあいまって、国内は職を求める人々であふれ、極度の食糧・物資不足に喘ぐ中、都内には空襲で親兄弟を失った孤児たちがさまよう時代でした。政府・国民に憲法・防衛を考える”平常心、心の余裕”があったのでしょうか、国際情勢の前途を見通した真剣な議論が行われたのでしょうか、素朴な疑問が頭を離れないのです。

さらに、日本側が準備した憲法草案(明治憲法を土台にした改正案)がGHQによって却下され、GHQが急遽まとめ上げたという草案(「マッカーサー草案」)が提示されたのです。その善し悪しはともかく、かつて経験したこともない異文化の導入(諸制度、仕組等々)に加えて、草案から制定までの期間を考えた場合、疑問が募る一方です。(下記コラム欄「制定までの過程」ご参照)

これに対して、占領政策の最高決定機関である連合国極東委員会がGHQに対して、「これでは日本国民が草案について考える余裕がほとんどない」と指摘したにも関わらずマッカーサーはこれを無視したと言われております。

なぜ(多くの国民が)憲法に無関心なのだろうか

四面海に囲まれ、欧州のように他国と接する国境を持たず、蒙古襲来(文永弘安の役)以外に外敵の脅威を身近に感じたことがないという地理的・歴史的な要件が作用して、日本は安全・安心な国という神話が出来上がっているのかもしれませんが。加えて戦後このような状況(国の防衛に無関心な状態)が続いているのは、日本の独立(講話条約、1951)と同時に締結された日米安保条約による「目に見えない抑止力」が「空気」のように作用しているからにほかならない思ふのです。これが国民にあまり実感されていないと思ふのです。前述の拙稿の中でも「戦後70余年間にわたる日本の平和は虚像」として、決して偶然でもなければ憲法のお蔭でもない、日米安保の抑止力によるものであることを強調しました。度重なる中ソの領空・領海侵犯がそれだけでとどまっているのは、日米安保の抑止力が作用していることにほかならないのです。

国民の間には、世界に誇る平和憲法として世界遺産への登録を叫ぶ団体がありますが、現実無視の夢想だと思ふのです。かと思うと「ウクライナ侵攻を口実に憲法改正を云々するのはマンガ的な発想」と水を差したり、「いたずらに戦死者・市民の犠牲者を増やさないためにもウクライナは降伏するのが賢明」と説く有識者もおりますが、それがウクライナにどのような結果を及ぼすのか、相手国を考えた場合十分推察がつくと思ふのです。ウクライナ国民はそれを承知で戦っていると思ふのです。

最後に、「憲法は何のためにあるのか」、このフレーズに憲法を考える上での重要なキーワードがあると思ふのです。

<<川村 巖会員、海、館山支部長>>

<ご参考> 日本国憲法制定までの大まかな過程

- S20.11 GHQ 日本政府に憲法改正を示唆
- 12 日本政府 改正委員会設置、改正に着手
- S21.2.8 改正草案要綱をGHQに提示、却下される
- 2.13 GHQ独自作成の草案を日本政府に手交
- 4.17 日本政府 翻訳の上、「憲法改正草案」として枢密院における諮問にかかる
- この間、衆議院解散総選挙や内閣総辞職による政治的空白期間が1ヶ月以上続く
- S21.6.20 「憲法改正草案」を議院に提出
- 衆議院に続いて貴族院にて審議
- 貴族院にて衆議院案を訂正、差戻し
- 10.6 最終的に衆議院で可決
- 11.3 「日本国憲法」として交付
- S22.5.3 同施行

<衆議院憲法調査会資料ほかより>